

沖縄女子短期大学収容定員関係学則変更届出書

令和5年12月26日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人嘉数女子学園

理事長 山 内 彰

このたび、沖縄女子短期大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者		ガッコウネガジシ カサシヨシカクケン 学校法人 嘉教女子学園							
フリガナ大学の名称		キナリシヨシタンキダクイ 沖縄女子短期大学							
大学本部の位置		沖縄県島尻郡与那原町東浜1番地							
大学の目的		教育基本法及び学校教育法に従い、人格円満にして教養の高い社会人を養成し、もって文化の創造と社会の福祉に貢献しうる有為な人材を養成することを目的とする。							
新設学部等の目的		全国・沖縄県の18歳人口の動向、短期大学へのニーズ、本学の学生確保の実績と今後の見通し、本学園経営の収支状況等を総合的に検討した結果、総合ビジネス学科及び児童教育学科の定員を変更することで、入学定員充足率の適正化を図ることを目的とする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	総合ビジネス学科 Department of Business	2	60 (70)	—	120 (140)	短期大学士 (総合ビジネス)	社会学・社会学関係	年月第年次 令和7年4月1年次	沖縄県島尻郡与那原町東浜1番地
	児童教育学科 Department of Child Education	2	190 (200)	—	380 (400)	短期大学士 (児童教育)	教育学・保育学関係	令和7年4月1年次	同上
計									
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
新設	学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
			教授	准教授	講師	助教	計		
	総合ビジネス学科		3人 (3)	3人 (3)	1人 (1)	0人 (0)	7人 (7)	— (—)	— (—)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		3 (3)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 〇〇人	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）		3 (3)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	7 (7)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）		3 (3)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	7 (7)		
	児童教育学科		6 (6)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	15 (15)	— (—)	— (—)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		6 (6)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	15 (15)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 〇〇人		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）		6 (6)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	15 (15)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		6 (6)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	15 (15)			
計		9 (9)	6 (6)	5 (5)	2 (2)	22 (22)	— (—)	— (—)	

既	該当なし						(—)	(—)					
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	小計（a～b）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	計（a～d）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
設	該当なし						(—)	(—)					
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	小計（a～b）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
	計（a～d）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)							
分	計						(—)	(—)					
	合 計						9 (9)	6 (6)	5 (5)	2 (2)	22 (22)	(—)	(—)
職 種							専 属		そ の 他			計	
事 務 職 員							15人 (15)		5人 (5)			20人 (20)	
技 術 職 員							0 (0)		0 (0)			0 (0)	
図 書 館 職 員							1 (1)		2 (2)			3 (3)	
そ の 他 の 職 員							0 (0)		2 (2)			2 (2)	
指 導 補 助 者							0 (0)		0 (0)			0 (0)	
計							16 (16)		9 (9)			25 (25)	
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
	校 舎 敷 地		20,517㎡		0㎡		0㎡			20,517㎡			
	そ の 他		0㎡		0㎡		0㎡			0㎡			
	合 計		20,517㎡		0㎡		0㎡			20,517㎡			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
			5,855.98㎡ (5,855.98㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)			5,855.98㎡ (5,855.98㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		室		教 員 研 究 室			室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			機械・器具		標本	
			冊		種		点			点			
			〔 〕		〔 〕		〔 〕			〔 〕			
	計		〔 〕		〔 〕		〔 〕			〔 〕			
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設						
			㎡		㎡		㎡						

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		教員1人当り研究費等		230千円	230千円	—	—	—	—		
		共同研究費等		0千円	0千円	—	—	—	—		
		図 書 購 入 費	2,000千円	2,000千円	2,000千円	—	—	—	—		
		設 備 購 入 費	9,000千円	5,000千円	5,000千円	—	—	—	—		
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
			940千円	820千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、雑収入等								
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称									沖縄女子短期大学	
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収容定員 充 足 率	開設 年度		所 在 地
	総合ビジネス学科		年	人	年次 人	人	短期大学士 (総合ビジネス)	0.86	昭和41年		沖縄県島尻郡 与那原町東浜1番地
	児童教育学科		2	200	—	400	短期大学士 (児童教育)	1.00	平成21年		
附属施設の概要			該当なし								

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人 嘉数女子学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和 6 年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和 7 年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
---------	----------	-----------	----------	---------	----------	-----------	----------	-------

沖縄女子短期大学			
総合ビジネス学科	70	—	140
児 童 教 育 学 科	200	—	400
計	270	—	540

沖縄女子短期大学			
総合ビジネス学科	<u>60</u>	—	<u>120</u> 定員変更 (△10)
児 童 教 育 学 科	<u>190</u>	—	<u>380</u> 定員変更 (△10)
計	<u>250</u>	—	<u>500</u>

(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



(3)校舎、運動場等の配置図

校舎棟、運動場、屋内運動場等の全ての施設は、総合ビジネス学科、児童教育学科の共用である。

校 地

- ① 校舎敷地 17,517㎡ 自己所有
- ② 運動場 3,000㎡ 自己所有
- 計 20,517㎡

校 舎

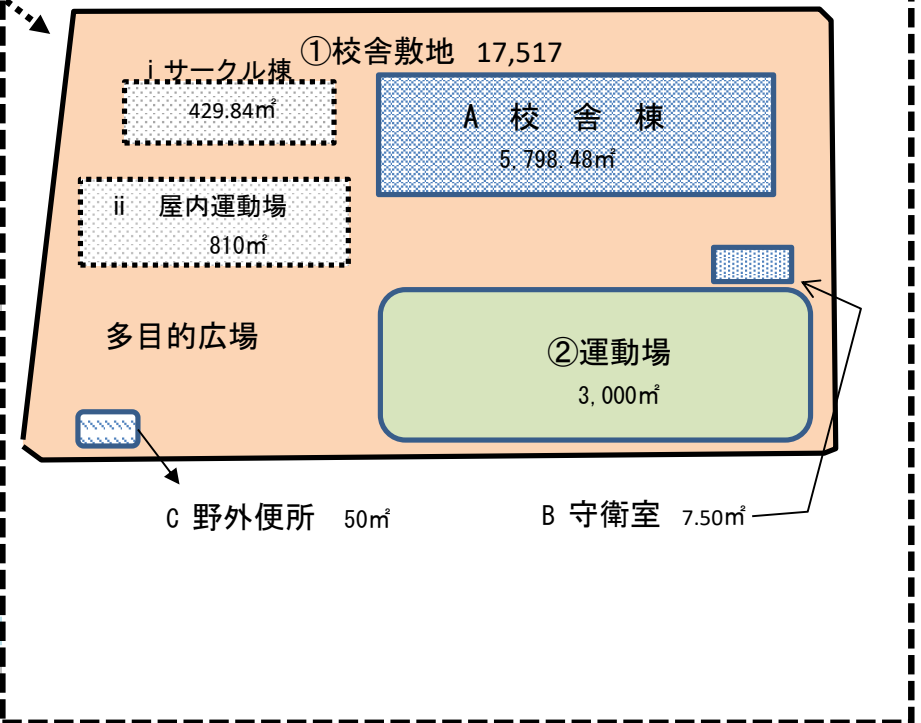
- A 校舎棟 5,798.48㎡ 自己所有
- B 守衛室 7.50㎡ 自己所有
- C 野外便所 50㎡ 自己所有
- 計 5,855.98㎡

その他の校舎

- i 屋内運動場 810㎡ 自己所有
- ii サークル棟 429.84㎡ 自己所有
- 計 1,239.84㎡

沖縄女子短期大学

沖縄女子短期大学 キャンパス配置 拡大図



329号線

331号線

与那原
警察署

南城市 →

(1) 学則案の全文

学校法人嘉数女子学園沖縄女子短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 沖縄女子短期大学は、教育基本法及び学校教育法により、高等学校における教育の基礎の上に専門職業教育を行い、人格円満にて教養の高い社会人並びに教育者を養成し、もって文化の創造と社会の福祉に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。

第2章 学科、学生定員、修業年限及び在学年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学に、総合ビジネス学科及び児童教育学科を置く。

2 第1項の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

総合ビジネス学科 入学定員 60 (収容定員 120 人)

児童教育学科 入学定員 190 人 (収容定員 380 人)

(教育研究上の目的)

第3条 本学の設置する総合ビジネス学科、児童教育学科における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的については、次のとおり定める。

2 総合ビジネス学科においては、次を目的とする。

- (1) 建学の精神を柱に、社会生活を営む上で必要な基礎学力と社会人基礎力を身につけた人材を育成する。
- (2) ビジネスに関する専門知識・技術を兼ね備えた人として、地域社会に貢献しながら、おかれた環境の中で輝ける人材を育成する。

3 児童教育学科においては、次を目的とする。

- (1) 自他を尊重し、協働して地域創生の営みに寄与する気概を持つ人を養成する
- (2) 保育者・教育者としての豊かな専門性を身につけ、主体的に探求し続ける意欲を持つ人を養成する。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 在学年限は、前項の修業年限の2倍を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず再入学、転入学を許可された学生は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び休業日)

第6条 学年を次の2期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで。

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで。

2 休業日は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 慰霊の日 6月23日

(4) 学園創立記念日 3月30日

(5) 春期休業日 3月1日から3月31日まで。

(6) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで。

(7) 冬期休業日 12月25日から1月5日まで。

3 休業中でも特に必要な場合は、授業をすることがある。

第4章 職員組織・教授会

(職員組織)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 学長は、教授会を招集し、その議長となる。学長に事故があるときは、学長の指名する教員がこれを代行する。

(教授会の意見聴取)

第9条 学長は、次に掲げる事項について教授会の意見を聴いて最終決定するものとする。

(1) 学生の入学・卒業・除籍及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 教員の人事に関する事項

(5) 教員の研究業績に関する事項

(6) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長自らが定める事項

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議すること及び学長の求めに応じて意見を述べることができる。
- 3 学生に対する懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は学長が別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第10条 授業科目は、共通科目及び専門教育科目に分ける。

- 2 授業科目及び単位数等は別表1のとおりとする。
- 3 その他、授業科目に関して必要な事項は別に定める。

(授業の方法)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教職課程等の授業科目)

第11条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目及び児童福祉法施行規則に定める保育士資格に関する専門教育科目を置く。

- 2 授業科目の種類及び単位数等は、それぞれ別表2の1、別表2の2及び別表2の3のとおりとする。

(履修登録)

第12条 学生は、毎学年度の当初に、当該学年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、単位を修得することはできない。

(授業期間)

第13条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定めた時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学

修の効果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修などを考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 15 条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況、その他によって認定の上、単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、本学の定める適切な方法により、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 16 条 本学は、教育上有益と認めた場合には、他の短期大学又は大学との協議に基づいて、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することができる。

2 他の短期大学又は大学において履修し修得した単位については、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。この場合においては、本学が認定できる単位数は、前項及び第 17 条第 2 項の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修等)

第 17 条 本学は、教育上有益と認めたときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 18 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は大学における授業科目の履修により修得したものは、本学の履修科目とみなして認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、転学等の場合を除き、30 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 19 条 学生が職業を有している等の事情により、第 4 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第 6 章 入学、再入学、転入学、休学、復学、転学科、退学、除籍

(入学の時期)

第 20 条 入学時期は、毎年 4 月とする。

(入学の資格)

第 21 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の志願手続き）

第 22 条 入学志願者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 前条に該当することを証明する書類又は修了見込みを証明する書類
- (2) 出身高等学校長若しくはこれに類する者の作成した調査書
- (3) 高等学校を卒業した者で、正当な理由がある場合にはこの限りではない。

（入学者の選考）

第 23 条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

2 入学選考の期日及び方法については、その都度これを定めて公示する。

（入学の許可）

第 24 条 入学は教授会の意見を聴いて学長がこれを許可する。

2 前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び提出書類）

第 25 条 本学の選考に合格した者は、所定の期日までに連帯保証人連署の入学者誓約書兼保証書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に対して入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく、第 1 項に規定する手続きをしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

（連帯保証人）

第 26 条 連帯保証人は、入学者に関わる一切の責任を連帯して負うことのできる者でなければならない。

2 本人もしくは連帯保証人の身分の変動又は住所や連絡先の変更等があった場合は、

直ちに届け出なければならない。

(再入学・転入学)

第 27 条 退学した者が再入学を希望した場合は、学長はこれを許可することがある。

- 2 他の大学等から本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長が必要と認めた場合、教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することができる。

(休学)

第 28 条 病気その他事故等の理由により、引き続き 3 か月以上修学できない者は、休学願いを提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 感染症その他により、他の者に迷惑を及ぼすと認められる者に対しては、学長は休学等を命ずることがある。
- 3 疾病その他の事故により休学しようとする者は、その理由を付して、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。
- 4 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、引き続き 1 年以内の休学を許可することがある。
- 5 休学期間は在学期間に算入しない。
- 6 休学期間は通算して 2 年を超えることはできない。
- 7 休学に関する細則は、別に定める。

(復学)

第 29 条 休学期間を満了した者又は休学期間前にその事由の消滅した者は、学長に願い出て許可された場合、復学することができる。

(転学科)

第 30 条 本学の学生で転学科を志願する者があるときは、学長は、学期の始めに相当年次に転学科を許可することができる。

(転学)

第 31 条 他の大学に入学又は転学を希望する者は、保証人連署の上、転学願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第 32 条 退学しようとする者は、その理由を記した保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。一旦退学した者が、再入学を希望する場合も同様である。

- 2 病気その他の理由で修学の見込みがない場合、又は他の学生に迷惑を及ぼすと認めた場合には、学長は退学を命ずることがある。ただし、この場合は、その理由が止んだ時に本人の申し出があれば、学長が再入学を許可することがある。

(除籍・復籍)

第 33 条 次の各号に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

- (1) 在学年限を超えて、なお修学のできない者
- (2) 第 28 条第 4 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 休学期間満了後、督促してもなお所定の手続きをしない者

(4) 第 46 条に定められた金額の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

2 次の各号に該当する者は、学長が必要と認める場合、教授会の意見を聴いて、復籍することができる。

(1) 除籍された者が復籍を希望する場合は、学長が復籍を認めることができる。

(2) 復籍を許可された者の納入金は、再入学の場合に準じる。

(その他)

第 34 条 入学、再入学、転入学、休学、復学、転学科、退学に関して必要な事項は別に定める。

第 7 章 成績考査及び卒業

(成績考査)

第 35 条 各教科の履修成績は、毎学期末、担当教員がこれを評価する。

2 評価は試験成績を主とし、出席状況、平常の学習状況又はレポート、論文等を加味して定める。

3 成績評価に関する細則は、別に定める。

4 評価の結果は、秀、優、良、可、不可とし、不可の場合は履修したものと認めない。

(卒業・教育職員免許・諸資格)

第 36 条 本学に 2 年又は第 19 条により定める期間以上在学し、次の各号に掲げる単位を取得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(1) 学則第 10 条第 2 項の別表 1 で規定する共通科目を 16 単位以上履修していること。

(2) 総合ビジネス学科においては、学則第 10 条第 2 項の別表 1 で規定する専門教育科目を 48 単位以上履修していること。

(3) 児童教育学科においては、学則第 10 条第 2 項の別表 1 で規定する専門教育科目を 46 単位以上履修していること。

卒業単位

共通科目	16 単位以上
専門教育科目	
総合ビジネス学科	48 単位以上
児童教育学科	46 単位以上

2 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前項に規定する卒業要件を充足し、かつ学則第 11 条第 2 項の別表 2 の 1 及び別表 2 の 2 で規定する教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

3 保育士資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、学則第 11 条第 2 項の別表 2 の 3 で規定する厚生労働大臣が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。

4 児童厚生二級指導員資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、厚生労働大臣及び（財）児童健全育成推進財団が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 5 秘書士、ビジネス実務士、観光ビジネス実務士の資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、全国大学実務教育協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 医事管理士、医療管理秘書士の受験資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、(財)日本病院管理教育協会及び一般社団法人医療教育協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 ピアヘルパー受験資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、かつ、日本教育カウンセラー協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 8 認定絵本土資格を得ようとする者は、第 1 項に規定する卒業要件を充足し、国立青少年教育振興機構の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 9 各学科で修得できる免許状及び諸資格は以下のとおりである。

学 科 名	修得できる教育職員免許状及び諸資格
総合ビジネス学科	①秘書士 ②ビジネス実務士 ③観光実務士 ④医事管理士 ⑤医療管理秘書士
児童教育学科	①幼稚園教諭二種免許状 ②小学校教諭二種免許状 ③保育士 ④児童厚生二級指導員 ⑤ピアヘルパー ⑥認定絵本土

(学 位)

第 37 条 前条第 1 項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第8章 特 別 学 生

(委託学生)

第 38 条 公共団体又はこれに準ずる機関から、本学の特別科目について修学を委託された者がある時は、学長が必要と認める場合、教授会の意見を聴いて、委託学生として入学を許可する。

(科目等履修生)

第 39 条 本学の正規課程以外の者で、一科目又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という。）がある時は、選考の上、学長がこれを許可し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 15 条を準用する。
- 3 科目等履修生に関する細則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 40 条 他の短期大学、大学との学術交流又はその他の協議に基づき、他の短期大学又は大学の学生が本学の授業科目の一部について履修を志願するときは、学長が認める場合、教授会の意見を聴いて、特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 特別聴講生が履修できる卒業要件となる単位数は、15 単位を超えないものとする。
- 3 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(留学生)

第 41 条 第 21 条の入学資格を有しない外国人に対して、本県所在の外国公館の推薦がある者は、学長が認める場合、教授会の意見を聴いて留学生としてこれを許可する。

(研究生)

第 42 条 本学を卒業した者、又は、これと同等以上の資格を有する者で、特に本学で研究を希望する者がある場合は、教授会において選考の上、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生は、指導教員を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。
- 3 研究成果の報告を怠り、あるいは、実があがらない場合は除籍する。
- 4 研究生に関する細則は、別に定める。

第9章 賞 罰

(奨学制度)

第 43 条 奨学のため本学に奨学制度を設ける。
奨学に関する規程は別に定める。

(褒章)

第 44 条 本学在学学生で、学業優秀、品行方正、皆出席その他学生の模範となる者に対して、これを褒賞することがある。

(懲戒)

第 45 条 本学の学生で学則に違反し、又は本学園の秩序を乱し、若しくは学生の本分に反する行為がある場合、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の 1 に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなく、出席状況が悪い者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生の懲戒に関する手続については、学長が別に定める。

第 10 章 納 入 金

(学費)

第 46 条 学生は、次に掲げる納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

(総合ビジネス学科、児童教育学科)

科 目	金 額 (円)	前 期	後 期
入学検定料	30,000	—	—
入 学 金	120,000	入学時のみ	—
授 業 料	630,000	315,000	315,000
施設整備費	170,000	85,000	85,000

※ 1. 前期の納入期限は 3 月 5 日まで。

2. 後期の納入期限は 9 月 5 日まで。

- 2 第 19 条の規定により長期にわたり教育課程の履修を認められた者に係る授業料の額については、別に定める。
- 3 その他の費用を徴収する必要がある場合は、理事会の決議を得て学長がこれを告示する。
- 4 私費外国人留学生に対し、年額授業料の 30% の額を減免し、授業料の徴収については、前期・後期の納付額から、それぞれ 30% を減額した額を徴収する。私費外国人留学生授業料減免に関する規程については、別に定める。

(納入金の返還)

第 47 条 既に納めた授業料その他の学費は、事情の如何にかかわらずこれを返還しない。ただし、学費を納入し、入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く諸学費を返還することがある。

- 2 学費を納入した者が、学期開始前又は履修登録期間最終日までに休学した場合には、納入された金額から在籍料を控除した額を返還する。
- 3 学費を納入した者が、履修登録期間終了後に休学した場合には、納入金は返還せず、在籍料を免除する。

(納付期限)

第 48 条 諸費（授業料、施設整備費等）納入期限は、学園より告示される時はこれを優先する。

第11章 公開講座

(公開講座)

第49条 学生及び社会人の知識と教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第12章 研究施設

(研究施設)

第50条 本学に図書館及び教育実践研究支援センターを置く。

2 研究施設に関する規程は、別に定める。

(改廃)

第51条 学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴いて理事会で行う。

附 則

この学則は、平成4年5月19日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成15年6月12日から施行し、改正規定については、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 児童教育科第一部及び児童教育科第二部は平成21年4月1日から募集停止する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[学則改正の沿革]

- | | | |
|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 1. 昭和 41 年 4 月 1 日 | 2. 昭和 42 年 2 月 23 日 | 3. 昭和 43 年 4 月 1 日 |
| 4. 昭和 44 年 4 月 1 日 | 5. 昭和 45 年 4 月 1 日 | 6. 昭和 47 年 4 月 5 日 |
| 7. 昭和 48 年 3 月 8 日 | 8. 昭和 49 年 4 月 1 日 | 9. 昭和 50 年 4 月 1 日 |
| 10. 昭和 53 年 4 月 1 日 | 11. 昭和 55 年 4 月 1 日 | 12. 昭和 57 年 4 月 1 日 |
| 13. 昭和 58 年 4 月 1 日 | 14. 昭和 60 年 4 月 1 日 | 15. 昭和 61 年 4 月 1 日 |
| 16. 昭和 62 年 4 月 1 日 | 17. 平成 元年 4 月 1 日 | 18. 平成 2 年 4 月 1 日 |
| 19. 平成 3 年 4 月 1 日 | 20. 平成 4 年 4 月 1 日 | 21. 平成 4 年 5 月 19 日 |
| 22. 平成 5 年 4 月 1 日 | 23. 平成 6 年 4 月 1 日 | 24. 平成 6 年 7 月 1 日 |
| 25. 平成 7 年 4 月 1 日 | 26. 平成 8 年 4 月 1 日 | 27. 平成 9 年 4 月 1 日 |
| 28. 平成 10 年 4 月 1 日 | 29. 平成 11 年 4 月 1 日 | 30. 平成 11 年 12 月 16 日 |
| 31. 平成 13 年 4 月 1 日 | 32. 平成 14 年 4 月 1 日 | 33. 平成 15 年 6 月 12 日 |
| 34. 平成 17 年 4 月 1 日 | 35. 平成 18 年 1 月 1 日 | 36. 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 37. 平成 21 年 4 月 1 日 | 38. 平成 22 年 4 月 1 日 | 39. 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 40. 平成 24 年 4 月 1 日 | 41. 平成 25 年 4 月 1 日 | 42. 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 43. 平成 27 年 4 月 1 日 | 44. 平成 28 年 4 月 1 日 | 45. 平成 29 年 4 月 1 日 |
| 46. 平成 30 年 4 月 1 日 | 47. 平成 31 年 4 月 1 日 | 48. 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 49. 令和 3 年 4 月 1 日 | 50. 令和 4 年 4 月 1 日 | 51. 令和 5 年 4 月 1 日 |
| 52. 令和 7 年 4 月 1 日 | | |

別表 1 (学則第 10 条第 2 項)

共 通 科 目

区分	群	授 業 科 目	単位	授業形態	備 考
共通科目	社会 科目群	日本国憲法 社会とジェンダー 女性と法律 人間と歴史 社会と心理 地域特別講義	2 2 2 2 2 2	講義 講義 講義 講義 講義 講義・演習	12 単位以上
	生活 科目群	人と文学 経済と生活 生活と芸術	2 2 2	講義 講義 講義	
	自然 科目群	環境と防災 数理データサイエンスⅠ 数理データサイエンスⅡ	2 1 1	講義 演習 演習	
	情報 科目群	社会と情報 情報機器操作 デジタルアーカイブ	2 2 2	講義 演習 演習	
	キャリア 科目群	キャリアサポート 教養演習 茶道とマナー 学びの基礎演習	2 2 2 1	講義 演習 講義・演習 演習	
	郷土 科目群	沖縄と文化 沖縄の歴史と文化 沖縄の方言	2 2 2	講義 講義 講義	
	国際 科目群	異文化理解 海外研修事前学習 海外研修 外国語コミュニケーション	2 1 1 2	講義 講義 実習 演習	
	健康 科目群	生活と健康 健康と運動の科学 健康・運動実技	2 1 1	講義 講義 実技	
	日本語 科目群	日本語学研究Ⅰ 日本語学研究Ⅱ 書写書道の基礎	2 2 2	講義 講義 演習	
	外国語 科目群	英語Ⅰ 英語Ⅱ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 日本語Ⅰ 日本語Ⅱ	2 2 2 2 2 2	演習 演習 演習 演習 演習 演習	1 か国につき 4 単位以上 ※中国語圏学生は除く 〃 ※外国人留学生に限る 〃

※学期によっては開講しない場合もある。

別表 1 (学則第 10 条第 2 項)

総合ビジネス学科専門教育科目

区分	授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	開 講 期 間	備 考
専 門 教 育 科 目	必 修 科 目	経 営 学	2	講義	20 単位
		経 済 原 論	2	講義	
		日 本 語 表 現 I	1	講義	
		日 本 語 表 現 II	1	講義	
		ビ ジ ネ ス 心 理 学 概 論	2	講義	
		観 光 学 概 論	2	講義	
		フ レ ッ シ ュ マ ン セ ь ミ ナ ー ル I	1	演習	
		フ レ ッ シ ュ マ ン セ ь ミ ナ ー ル II	1	演習	
		企 業 法 基 礎	2	講義	
		簿 記 原 理 I	2	講義	
		茶 道	1	実習	
		華 道	1	実習	
		卒 業 研 究 ゼ ミ ナ ー ル I	1	演習	
		卒 業 研 究 ゼ ミ ナ ー ル II	1	演習	
	選 択 必 修 科 目	ス ト レ ス マ ネ ジ ь メ ン ト 概 論	2	講義	5 単位以上
		特 殊 講 義	2	講義	
		女 性 と キ ャ リ ア デ ザ イン	2	講義	
		秘 書 実 務 I	1	演習	
		ビ ジ ネ ス 実 務 演 習 I	1	演習	
		ビ ジ ネ ス コ ン ピ ュ ー テ ィ ン グ I	1	演習	
		フ ァ イ ナ ン シ ャ ル プ ラ ン ニ ン グ	2	講義	
		基 礎 統 計 学	2	講義	
		PBL 型プロジェクト演習	2	演習	

総合ビジネス学科専門教育科目（自由選択科目）

区分			授 業 科 目	単 位 数	授業 形態	開講 期間	備考	
専門教育科目	自由選択科目 ビジネス基本フィールド	秘書系	秘 書 学 概 論	2	講義		4 単位以上	合 計 で 16 単位 以上
			ビ ジ ネ ス 実 務 概 論	2	講義			
			特 殊 演 習	2	演習			
			秘 書 実 務 Ⅱ	1	演習			
			ビ ジ ネ ス 実 務 演 習 Ⅱ	1	演習			
			ビジネスコンピューティングⅡ	1	演習			
			ビジネスコンピューティングⅢ	1	演習			
		生活・ビジネス系	民 法 Ⅰ	2	講義		4 単位以上	
			民 法 Ⅱ	2	講義			
			簿 記 原 理 Ⅱ	2	講義			
			コ ン ピ ュ ー タ 会 計	2	講義			
			マ ー ケ テ ィ ン グ	2	講義			
		情報系	情報機器利用プレゼン演習	2	演習		4 単位以上	
			社 会 調 査 法	2	講義			
			社 会 調 査 法 演 習	2	演習			
			プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	2	講義			

総合ビジネス学科専門教育科目（選択科目）

区分			授 業 科 目	単 位 数	授 業 形 態	開 講 期 間	備 考	
専 門 教 育 科 目	選 択 科 目	心 理 フ ィ ー ル ド	人 間 関 係 の 心 理 学	2	講義		心 理 フ ィ ー ル ド ま た は 観 光 フ ィ ー ル ド か ら 4 単 位 以 上	合 計 で 7 単 位 以 上
			心 理 テ ス ト 法	2	講義			
			子 育 て の 心 理 学	2	講義			
			広 告 と 販 売 の 心 理	2	講義			
			色 彩 と 心 理	2	講義			
			消 費 者 心 理 と 悪 質 商 法	2	講義			
		観 光 フ ィ ー ル ド	沖 縄 観 光 と ホ ス ピ タ リ テ ィ	2	講義			
			沖 縄 観 光 入 門	2	講義			
			沖 縄 の 観 光 資 源	2	講義			
			沖 縄 観 光 と 経 済	2	講義			
			沖 縄 観 光 フ ィ ー ル ド ワ ー ク	2	講義			
		キ ャ リ ア ア ッ プ フ ィ ー ル ド	観 光 ビ ジ ネ ス 実 務 総 論	2	講義			
			キ ャ リ ア ア ッ プ 特 殊 講 義 Ⅰ	2	講義			
			キ ャ リ ア ア ッ プ 特 殊 講 義 Ⅱ	2	講義			
			キ ャ リ ア ア ッ プ 特 殊 講 義 Ⅲ	2	講義			
				コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 概 論	1	講義		
医 療 事 務 資 格 取 得 チ ャ レ ン ジ 科 目			医 療 管 理 学 概 論	2	講義			
			公 衆 衛 生 学	2	講義			
			診 療 報 酬 請 求 制 度	2	講義			
			診 療 報 酬 請 求 事 務	2	講義			
			実 習 事 前 指 導	2	演習			
			医 療 事 務 実 習	1	実習			

別表 1 (学則第 10 条第 2 項)

児童教育学科専門教育科目

区分		授 業 科 目	単位数	授業 形態	開講 期間	備 考
専 門 教 育 科 目	必修科目	社 会 福 祉	2	講義		
	選択必修科目	保 教 育 原 理	2 2	講義 講義		1 科目 2 単位 以上を修得す ること。
		保 教 育 者 論	2 2	講義 講義		1 科目 2 単位 以上を修得す ること。
		発 達 心 理 学	2 2	講義 講義		1 科目 2 単位 以上を修得す ること。
	選 択 科 目	子 ども と 健 康	2	講義		
		子 ども と 人 間 関 係	2	講義		
		子 ども と 環 境	2	講義		
		子 ども と 言 葉	2	講義		
		子 ども と 音 楽 表 現 I	1	演習		
		子 ども と 音 楽 表 現 II	1	演習		
		子 ども と 音 楽 表 現 III	1	演習		
		子 ども と 造 形 表 現 I	1	演習		
		子 ども と 造 形 表 現 II	1	演習		
		子 ども と 造 形 表 現 III	1	演習		
		子 ども と 体 育 表 現 I	1	演習		
		子 ども と 体 育 表 現 II	1	演習		
		子 ども と 体 育 表 現 III	1	演習		
		保 育 内 容 総 論	1	演習		
		保 育 内 容 健 康	1	演習		
		保 育 内 容 人 間 関 係	1	演習		
		保 育 内 容 環 境	1	演習		
		保 育 内 容 言 葉 現	1	演習		
		保 育 内 容 表 現 語 会	2	講義		
		教 科 専 門 社 算 数	2	講義		
		教 科 専 門 理 生 科 活	2	講義		
		教 科 専 門 音 楽 工	2	講義		
		教 科 専 門 図 家 庭 育	2	講義		
		教 科 専 門 体 英 語 語 会	2	講義		
		教 科 材 研 究	2	演習		
		教 科 材 研 究	2	演習		

別表 1 (学則第 10 条第 2 項)

区分		授 業 科 目	単位数	授業 形態	開講 期間	備 考
専 門 教 育 科 目	選 択 科 目	教 材 研 究 理 科	2	演習	通年	
		教 材 研 究 生 活	2	演習		
		教 材 研 究 音 楽	2	演習		
		教 材 研 究 図 工	2	演習		
		教 材 研 究 家 庭	2	演習		
		教 材 研 究 体 育	2	演習		
		教 材 研 究 英 語	2	演習		
		教 育 制 度 論	2	講義		
		特別の支援を必要とする子どもの理解と実際Ⅰ	1	演習		
		教 育 課 程 総 論	2	講義		
		学 級 経 営	2	講義		
		教 育 方 法 論	2	講義		
		教 育 と I C T 活 用	2	講義・演習		
		教 育 相 談 概 論	2	講義		
		幼 児 理 解	1	演習		
		道 徳 教 育 の 指 導 法	2	講義		
		総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 指 導 法	1	講義		
		特 別 活 動 の 指 導 法	2	講義		
		生 徒 指 導	2	講義		
		進 路 指 導 ・ キ ャ リ ア 教 育	1	講義		
		教 育 実 習 指 導	1	演習		
		教 育 実 習	4	実習		
		保育・教職実践演習（保・幼・小）	2	演習		
		保育・教育インターンシップⅠ	1	演習		
		保育・教育インターンシップⅡ	1	演習		
		子 ど も 家 庭 福 祉	2	講義		
		子 ど も 家 庭 支 援 論	2	講義		
		社 会 的 養 護 Ⅰ	2	講義		
		子 ど も 家 庭 支 援 の 心 理 学	2	演習		
		子 ど も の 保 健	2	講義		
		子 ど も の 食 と 栄 養	2	演習		
		乳 児 保 育 Ⅰ	2	講義		
		乳 児 保 育 Ⅱ	1	演習		
		子 ど も の 健 康 と 安 全	1	演習		
		特別の支援を必要とする子どもの理解と実際Ⅱ	1	演習		
		社 会 的 養 護 Ⅱ	1	演習		
		子 育 て 支 援	1	演習		
		保 育 所 実 習 Ⅰ	2	実習		
		施 設 実 習 Ⅰ	2	実習		
		保育実習指導ⅠA（保育所）	1	演習		
		保育実習指導ⅠB（施設）	1	演習		
		ゼ ミ ナ ー ル	2	演習		
		児 童 文 化 財 Ⅰ	1	演習		
		児 童 文 化 財 Ⅱ	1	演習		
		保 育 所 実 習 Ⅱ	2	実習		
		施設実習Ⅱ（児童館を含む）	2	実習		
		保育実習指導Ⅱ（保育所）	1	演習		

別表 1（学則第 10 条第 2 項）

区分		授 業 科 目	単位数	授業 形態	開講 期間	備 考
専門 教育 科目	選 択 科 目	保育実習指導Ⅲ（施設・児童館）	1	演習		
		心 理 学 概 論	2	講義		
		カ ウ ン セ リ ン グ 概 論	2	講義		
		児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	講義		
		児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法	2	講義		
		子 ど も と 絵 本 A	2	講義・演習		
		子 ど も と 絵 本 B	2	講義・演習		
		初 等 教 育 演 習 I	1	演習		
		初 等 教 育 演 習 II	1	演習		

卒業要件（児童教育学科）

本学に 2 年又は第 19 条により定める期間以上在学し、次の各号に掲げる単位を修得すること。

- (1) 共通科目については 16 単位以上履修していること。
- (2) 専門教育科目については必修科目（2 単位）選択必修科目（6 単位以上）を含めて 46 単位以上履修していること。

免許状・資格などの取得

1. 幼稚園教諭二種免許状の取得

本学は、学校教育法及び教育職員免許法施行規則に基づき、幼稚園教諭二種免許状を有する教職員を養成する短期大学である。幼稚園教諭二種免許状を得るためには、短期大学士の学位を取得し、以下に指定する共通科目並びに専門科目を修得しなければならない。

(1) 基礎資格

短期大学士の学位を有すること。

(2) 共通科目での履修 (教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目)

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	本学の授業科目と単位数			必要な単位数	備考
		授業科目	単位数		単位数	
			必	選		
日 本 国 憲 法	2	日 本 国 憲 法	2		2	
体 育	2	健康と運動の科学 健康・運動実技	1 1		2	
外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション	2		2	
数理、データ活用及びIT 知能に関する科目または情報機器の操作	2	情 報 機 器 操 作	2		2	

(3) 児童教育学科専門科目での履修

(教育職員免許法施行規則第 3 条に定める教科及び教職に関する科目 (50 単位以上))

免許法施行規則に定める科目区分等		本学の授業科目と単位数			必要な単位数	備考
		授業科目	単位数		単位数	
			必	選		
領 域 及 び 保 育 内 容 の 指 導 法 に 関 す る 科 目						
領域に関する専門的事項	子どもと健康		2	いずれか 6 単位以上選択必修		
	子どもと人間関係		2			
	子どもと環境		2			
	子どもと言葉		2			
	子どもと音楽表現Ⅰ		1			
	子どもと音楽表現Ⅱ		1			
	子どもと音楽表現Ⅲ		1			
	子どもと造形表現Ⅰ		1			
	子どもと造形表現Ⅱ		1			
	子どもと造形表現Ⅲ		1			
	子どもと体育表現Ⅰ		1			
	子どもと体育表現Ⅱ		1			
	子どもと体育表現Ⅲ		1			
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	保育内容 総論	1				
	保育内容 健康	1				
	保育内容 人間関係	1				
	保育内容 環境	1				
	保育内容 言葉	1				
	保育内容 表現	1				

免許法施行規則に定める科目区分等		本学の授業科目と単位数			必要な単位数	備考
		授業科目	単位数		単位数	
			必	選		
教育の基礎的理解に関する科目						
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	保育原理 教育原理		2 2	2	1科目2 単位選択 必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	保育者論 教師論		2 2	2	1科目2 単位選択 必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2		2	
	幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学 教育心理学		2 2	2	1科目2 単位選択 必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の支援を必要とする子どもの理解と実際Ⅰ	1		1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む)	教育課程総論	2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	教育方法論 教育とICT活用	2 2		2 2	
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解	1		1	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識含む)の理解及び方法	教育相談概論	2		2	
教育実践に関する科目						
	教育実習	教育実習指導 教育実習	1 4		1 4	
	教職実践演習	保育・教職実践演習(保・幼・小)	2		2	
大学が独自に設定する科目						
		保育・教育インターンシップⅠ 保育・教育インターンシップⅡ 社会福祉		1 1 2	2	2単位以上選択必修

※別表2の1における「保育内容の指導法」に関する科目の単位のうち半数までは、別表2の2に基づく小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)」または「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。

※なお、免許状取得の要件を充たすことなく卒業した者については、科目等履修生として不足単位を履修し、教育職員免許状を取得することができる。

別表 2 の 2 (学則第 11 条第 2 項)

免許状・資格などの取得

1. 小学校教諭二種免許状の取得

本学は、学校教育法及び教育職員免許法施行規則に基づき、小学校教諭二種免許状を有する教職員を養成する短期大学である。小学校教諭二種免許状を取るためには、短期大学士の学位を取得し、以下の指定する共通科目並びに専門科目を修得しなければならない。

(1) 基礎資格

短期大学士の学位を有すること。

(2) 共通科目での履修 (教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目)

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	本学の授業科目と単位数			必要な単位数	備考
		授業科目	単位数		単位数	
			必	選		
日 本 国 憲 法	2	日 本 国 憲 法	2		2	
体 育	2	健康と運動の科学 健康・運動実技	1 1		2	
外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション	2		2	
数理、データ活用及びIT 知能に関する科目または情報機器の操作	2	情 報 機 器 操 作	2		2	

(3) 児童教育学科専門科目での履修

(教育職員免許法施行規則第 2 条に定める教科及び教職に関する科目 (41 単位以上))

免許法施行規則に定める科目区分等	本学の授業科目と単位数				必要な単位数	備考
	授業科目	単位数		単位数		
		必	選			
教科及び教科の指導法に関する科目						
教科に関する専門的事項	教科専門 国語		2	いずれか 1 科目 2 単位以上選択必修	「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」の選択科目から 16 単位以上選択必修	
	教科専門 社会		2			
	教科専門 算数		2			
	教科専門 理科		2			
	教科専門 生活		2			
	教科専門 音楽		2			
	教科専門 図工		2			
	教科専門 家庭		2			
	教科専門 体育		2			
	教科専門 英語		2			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	教材研究 国語		2	6 以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち 2 以上を含む。）について 12 単位以上選択必修		
	教材研究 社会		2			
	教材研究 算数		2			
	教材研究 理科		2			
	教材研究 生活		2			
	教材研究 音楽		2			
	教材研究 図工		2			
	教材研究 家庭		2			
	教材研究 体育		2			
	教材研究 英語		2			

免許法施行規則に定める科目区分等		本学の授業科目と単位数			必要な単位数	備考
		授業科目	単位数		単位数	
			必	選		
教育の基礎的理解に関する科目等						
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容	教師論	2		2	
	教育に関する社会的、制度的、または経営的事項	教育制度論 学級経営		2 2	2	1科目2単位選択必修
	幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学 教育心理学		2 2	2	1科目2単位選択必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の支援を必要とする子どもの理解と実際Ⅰ	1		1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む)	教育課程総論	2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2		2	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1		1	
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	2		2	
	教育の方法及び技術	教育方法論	2		2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	2		2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導	2		2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識含む)の理解及び方法	教育相談概論	2		2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育	1		1	
教育実践に関する科目						
	教育実習	教育実習指導 教育実習	1 4		5	
	教職実践演習	保育・教職実践演習(保・幼・小)	2		2	
大学が独自に設定する科目						
		保育・教育インターンシップⅠ		1	2	2単位以上選択必修
		保育・教育インターンシップⅡ		1		
		社会福祉		2		

※別表2の2における「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)」に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の2単位まで、「特別活動の指導法」に関する科目の1単位までは、別表2の1に基づく幼稚園教諭二種免許状の授与を受ける場合の「保育内容の指導法」に関する科目の単位をもってあてることができる。

※なお、免許状取得の要件を充たすことなく卒業した者は、科目等履修生として不足単位を履修し、教育職員免許状を取得することができる。

免許状・資格などの取得

1. 保育士資格の取得

本学は、児童福祉法及び同法施行規則並びに厚生労働省告示・通達に基づき、保育士資格を養成する短期大学である。保育士資格を取得するためには、短期大学の学位を取得し、以下の指定する共通科目並びに専門教育科目を修得しなければならない。

(1) 基礎資格

短期大学士の学位を有すること。

(2) 厚生労働省告示による科目で、本学の定める共通科目及び児童教育学科専門科目を修得しなければならない。

告示による教科目				本学における教科の開設状況等					備考
系列	教科目	授業 形態	単位 数	左に対応して開設されている教科 科目	授業 形態	単位数			
						必修	選択	計	
共通科目	外国語、体育 以外の科目	不問	6 以上	日本国憲法	講義		2	2	3科目 6単位 以上を 選択必修
				社会とジェンダー	講義		2	2	
				女性と法律	講義		2	2	
				人間と歴史	講義		2	2	
				社会と心理	講義		2	2	
				地域特別講義	講・演		2	2	
				人と文学	講義		2	2	
				経済と生活	講義		2	2	
				生活と芸術	講義		2	2	
				環境と防災	講義		2	2	
				数理データサイエンスⅠ	演習		1	1	
				数理データサイエンスⅡ	演習		1	1	
				社会と情報	講義		2	2	
				情報機器操作	演習		2	2	
				デジタルアーカイブ	演習		2	2	
				キャリアサポート	講義		2	2	
				教養演習	演習		2	2	
				茶道とマナー	講・演		2	2	
				学びの基礎演習	演習		1	1	
				沖縄と文化	講義		2	2	
				沖縄の歴史と文化	講義		2	2	
				沖縄の方言	講義		2	2	
				異文化理解	講義		2	2	
				海外研修事前学習	講義		1	1	
				海外研修	実習		1	1	
				外国語コミュニケーション	演習		2	2	
				生活と健康	講義		2	2	
				日本語学研究Ⅰ	講義		2	2	
	日本語学研究Ⅱ	講義		2	2				
	書写書道の基礎	実技		2	2				
	外国語	演習	2 以上	英語Ⅰ	演習		2	2	1科目 2単位 以上を 選択必修
				英語Ⅱ	演習		2	2	
中国語Ⅰ				演習		2	2		
中国語Ⅱ				演習		2	2		
日本語Ⅰ				演習		2	2		
日本語Ⅱ				演習		2	2		
体育	講義	1	健康と運動の科学	講義	1		1		
	実技	1	健康・運動実技	実技	1		1		
合計		10単位 以上			2	50	52		
			52単位（≧10単位）						

告示別表第1による教科目				本学における教科の開設状況等					備考
系列	教科目	授業 形態	単 位 数	左に対応して開設されて いる教科目	授業 形態	単位数			
						必修	選択	計	
保育の本質・ 目的に 関する 科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		2	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2		2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2		2	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		2	
保育の 対象の 理解に 関する 科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2		2	
	子ども家庭支援の 心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2	
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児理解	演習	1		1	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2	
保育の 内容・ 方法に 関する 科目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程総論	講義	2		2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容 総論	演習	1		1	
	保育内容演習	演習	5	保育内容 健康	演習	1		1	
				保育内容 人間関係	演習	1		1	
				保育内容 環境	演習	1		1	
				保育内容 言葉	演習	1		1	
				保育内容 表現	演習	1		1	
	保育内容の理解と 方法	演習	4	子どもと音楽表現Ⅰ	演習	1		1	
				子どもと造形表現Ⅰ	演習	1		1	
				子どもと体育表現Ⅰ	演習	1		1	
				子どもと音楽表現Ⅱ	演習		1	1	1科目 1単位 選択必修
				子どもと造形表現Ⅱ	演習		1	1	
				子どもと体育表現Ⅱ	演習		1	1	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2		2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1		1	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		1	
	障害児保育	演習	2	特別の支援を必要とする 子どもの理解と実際Ⅰ	演習	1		1	
				特別の支援を必要とする 子どもの理解と実際Ⅱ	演習	1		1	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1		1	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		1	
保育 実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育所実習Ⅰ	実習	2		2	
				施設実習Ⅰ	実習	2		2	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導ⅠA（保育所）	演習	1		1	
				保育実習指導ⅠB（施設）	演習	1		1	
総合 演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習 （保・幼・小）	演習	2		2	
合計		51単位			50	3	53		
			53単位（≧51単位）						

告示別表第2による教科目				本学における教科の開設状況等					備考
系列	教科目	授業 形態	単位 数	左に対応して開設されて いる教科	授業 形態	単位数			
						必修	選択	計	
保育の 本質・ 目的に 関する 科目			15 単位 以上						6 単位 以上 選択必修
保育の 対象の 理解に 関する 科目				子どもと健康	講義		2	2	
				子どもと人間関係	講義		2	2	
				子どもと環境	講義		2	2	
				子どもと言葉	講義		2	2	
				保育・教育インターンシ ップⅠ	演習		1	1	
				保育・教育インターンシ ップⅡ	演習		1	1	
保育の 内容・ 方法に 関する 科目				教育相談概論	講義		2	2	
				教育方法論	講義		2	2	
				ゼミナール	演習		2	2	
				教育と ICT 活用	演習		2	2	
				子どもと音楽表現Ⅲ	演習		1	1	
				子どもと造形表現Ⅲ	演習		1	1	
				子どもと体育表現Ⅲ	演習		1	1	
				児童文化財Ⅰ	演習		1	1	
児童文化財Ⅱ				演習		1	1		
保育 実習	保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	実習	2	保育所実習Ⅱ	実習		2	2	1 科目 2 単位 以上 選択必修
				施設実習Ⅱ (児童館を含む)	実習		2	2	
	保育実習指導Ⅱ 又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ(保育所)	演習		1	1	1 科目 1 単位 以上 選択必修
				保育実習指導Ⅲ(施設・ 児童館)	演習		1	1	
合計		18 単位以上					<u>29</u>	<u>29</u>	
			29 単位 (≧18 単位)						

(2) 変更事項を記載した書類

学則変更の事由

沖縄女子短期大学は、18 歳人口の減少という社会的環境のほか、本学の総合ビジネス学科及び児童教育学科の志願者が減少している状況等を考慮した結果、収容定員減の申請を行うものである。

学則の変更点

① 総合ビジネス学科及び児童教育学科の入学定員、収容定員の変更

学則第2条第2項中、総合ビジネス学科「入学定員 70 人（収容定員 140 人）」を「入学定員 60 人（収容定員 120 人）」に、児童教育学科「入学定員 200 人（収容定員 400 人）」を「入学定員 190 人（収容定員 380 人）」に改める。

② 附則は、次のとおりとする。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(3) 変更部分の新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	第 1 条
(略)	(学科及び学生定員)
(略)	第 2 条 本学に、総合ビジネス学科及び児童教育学科を置く。
総合ビジネス学科 入学定員 <u>60 人</u> (収容定員 <u>120 人</u>)	2 第 1 項の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。
児童教育学科 入学定員 <u>190 人</u> (収容定員 <u>380 人</u>)	総合ビジネス学科 入学定員 <u>70 人</u> (収容定員 <u>140 人</u>)
	児童教育学科 入学定員 <u>200 人</u> (収容定員 <u>400 人</u>)
附 則	
この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	

学則の変更の趣旨等を記載した書類（本文）

【目 次】

（１）総合ビジネス学科

- ア 学則変更（収容定員変更）の内容
- イ 学則変更（収容定員変更）の必要性
- ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（２）児童教育学科

- ア 学則変更（収容定員変更）の内容
- イ 学則変更（収容定員変更）の必要性
- ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（１）総合ビジネス学科

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

本学の総合ビジネス学科は、令和 7 年度に下記のとおり収容定員の変更を行なう。これにより、総合ビジネス学科の入学定員は 70 人から 60 人に、収容定員は 140 人から 120 人となる。

収容定員の新旧対照表

新			旧		
学科	入学定員	収容定員	学科	入学定員	収容定員
総合ビジネス学科	60 (△10)	120 (△20)	総合ビジネス学科	70	140

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

総合ビジネス学科では、2007（H19）年度にビジネス心理コースを新設した。2017（H29）年度に従来の教育課程の見直しを行い、2018（H30）年度入学者からは新カリキュラムを適用している。従来の教育課程との相違点は、より一層のビジネスマナーの向上と建学の精神の具現化として華道を必修化した。

上記を踏まえ、この度、収容定員減の必要性は下記 2 点である。

1 点目に少人数教育の強化である。アカデミックスキル、社会人基礎力、そして四年制大学への進学について、これまで以上に、細かな指導ができると考える。

2 点目に、社会環境への対応である。直近 5 か年の推移を踏まえ（資料 1）、定員減をし、少人数教育と言う本学科の魅力を増大させ、学内外へと広くアピールすることにより、これまで以上に安心して本学を志望する学生が増えるを見込んでいる。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更について

総合ビジネス学科では、2017（H29）年度に教育課程の改定を行っているので、この度、先述時期と同じ定員数となることもあり、学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更は行わない。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容について

総合ビジネス学科では、2017（H29）年度に教育方法の変更を行い、2018（H30）年度入学者から適用している。また、今回の学則変更（収容定員変更）は 70 名から 60 名に減

小するものであり、教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

なお、今回の定員学則変更により、変更前と比較して同等以上の内容が担保され则认为。例えば、毎学期始めの学科オリエンテーションにおける学生指導時間の増加による、現行以上の丁寧な説明が可能になる。また、2020（R2）年4月から導入している遠隔授業の支援システムである「Google Classroom」の学生へのフィードバックの頻度等の増加が見込まれる。そして、2021（R3）年4月より開設した入学前履修制度（科目名「コミュニケーション概論」）並びに、2023（R5）年度より教育 DX を進める共通科目の「数理データサイエンス」の講義において、学生一人ひとりに対応する時間が増え、少人数対応がさらに細かく実施できる。

なお、上記により、共通科目や他学科に影響を与えることはない。

（ウ）教員組織の変更内容について

学則変更（収容定員変更）に伴う教員組織の変更はなく、総合ビジネス学科の教員数は7名を基本に、短期大学設置基準を満たす教員組織とする。S/T 比率については、変更前20人が変更後17.1人となり、改善する。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容について

本学では、2015（H27）年に新キャンパスに移転し校舎棟・体育館・サークル棟・駐車場等の教育施設を新築し、一部を除き最新の教育機器に刷新している。

総合ビジネス学科は、70人から10人減の60人に定員に改正するが、過去5年の入学者の平均は62人であり、入学実績を踏まえての定員減であることから、既設の施設・設備で十分に対応が可能である（資料1）。

従って、収容定員の増加に伴い大学全体の施設・設備の変更はない。

（２）児童教育学科

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

本学の児童教育学科は、令和 7 年度に下記のとおり収容定員の変更を行う。これにより、児童教育学科の入学定員は 200 人から 190 人に、収容定員は 400 人から 380 人となる。

収容定員の新旧対照表

新			旧		
学科	入学定員	収容定員	学科	入学定員	収容定員
児童教育学 科	190 (△10)	380 (△20)	児童教育学 科	200	400

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学児童教育学科は、①「自他を尊重し、協働して地域創世の営みに寄与する気概を持つ人」、②「保育者・教育者としての豊かな専門性を身につけ、主体的に探求し続ける意欲を持つ人」を養成することを教育研究上の目的とし、開学以来、将来を担う子どもたちの成長・発達を支える小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、児童厚生二級指導員等として活躍できる人材を輩出してきた。

児童教育学科への 2019（H31）年度から 2023（R5）年度までの 5 か年の平均志願者数は約 229 人（資料 25）となっており、年度によっては定員を下回る場合もあり、昨今の 18 歳人口の減少、近年の短期大学全体を取巻く社会情勢の変化、適切な財務運営の確立等を考慮し、入学定員を減ずることとする。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

児童教育学科において、令和 7 年度の学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は生じないことから、学則 10 条第 2 項の別表 1 及び学則第 11 条第 2 項の別表 2 の 1、別表 2 の 2 及び別表 2 の 3 の変更は生じない。したがって、講義、演習等の 1 クラス当たりの受講者数の変更により、学生と教員の教育機会を高めることができる。収容定員変更前と同様に、教育研究上の目的および学科の養成する人材像に沿って、豊かな教養と保育・初等教育の専門的知識、技術、価値観を培うためのカリキュラムを編成する。

なお、共通科目や他学科に影響を与える授業科目等はない。

(イ)教育方法及び履修指導方法の変更内容

減員数が少ないことから、学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

収容定員変更前より、教育目的である「保育者・教育者養成」に必要な講義、演習、実習科目として開講している。特に、実習教育にも力を入れ、実習を核にしたカリキュラムを配置している。実習以外での現場体験の充実を図るため、「保育・教育インターンシップⅠ・Ⅱ」では、小学校をはじめ、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、児童館(センター)等での現場体験を実施できるよう、ガイダンスや体験、事後報告等を実施しており、その現場体験の時間を保障する時間割編成を行っている。

また、各授業における学生数は原則として1クラス50人程度とし、演習科目や実習科目については1クラス20人～30人で授業を実施している。収容定員後もこの教育体制を維持する。

さらに、学期初めのオリエンテーションや初年次教育としての「教養演習」（1年次）の履修、「ゼミナール」の履修（2年次）、「保育・教職実践演習」（2年次）の履修、クラス担任制度等によりきめ細かな履修指導、学生指導を行っている。

以上のように、教育方法及び履修指導方法については、収容定員変更前と比較して、同等以上の内容を担保する。

なお、共通科目や他学科に影響を与える授業科目等はない。

(ウ)教員組織の変更内容について

学則変更（収容定員変更）に伴う教員組織の変更はなく、児童教育学科の教員数は15人を維持し、短期大学設置基準を満たす教員組織とする。S/T比率については、変更前26.7人が変更後25.3人となり、わずかに改善する。

なお、共通科目や他学科に影響を与える授業科目等はない。

(エ)大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は行わない。したがって、情報機器、ピアノ等の施設・設備をより有効に活用できることが期待できる。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	キンジョウ セイロ 金 城 靖 子 ＜令和5年4月＞		修士（人文科学）※		沖縄女子短期大学学長 (令和5年4月～令和8年3月)